

西郷村告示第33号

平成25年第1回西郷村議会臨時会を、下記のとおり招集する。

平成25年4月11日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成25年4月16日
2. 場 所 西郷村議会議事堂
3. 付議事件
 - 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 平成24年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 平成24年度西郷村一般会計補正予算（第7号）
 - 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
専決第4号 西郷村税条例の一部を改正する条例
 - 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
専決第5号 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 議案第46号 社会資本整備総合交付金事業平成24年度施工新田橋橋台（A2）工事請負変更契約について
 - 議案第47号 社会資本整備総合交付金事業平成24年度施工新白河駅西口駅前広場改修工事請負変更契約について
 - 議案第48号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区がけ地法面復旧工事請負契約について

- 議案第 49 号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成
24年度（繰越明許費）勝負沢地区グラウンド
アンカー工事請負契約について
- 議案第 50 号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成
24年度（繰越明許費）東高山地区地盤改良工
事請負契約について
- 議案第 51 号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成
24年度（繰越明許費）甲子ガーデン1地区地
盤改良工事請負契約について

応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（17名）

1 番 鈴木勝久君	2 番 真船正晃君	3 番 南館かつえ君
4 番 藤田節夫君	5 番 金田裕二君	6 番 仁平喜代治君
7 番 秋山和男君	8 番 欠 員	9 番 小林重夫君
10 番 白岩征治君	11 番 矢吹利夫君	12 番 上田秀人君
13 番 高木信嘉君	14 番 後藤 功君	15 番 佐藤富男君
16 番 室井清男君	17 番 大石雪雄君	18 番 鈴木宏始君

・ 不応招議員（なし）

平成25年第1回西郷村議会臨時会

議事日程（1号）

平成25年4月16日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
- 日程第 4 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）
- 日程第 5 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）
- 日程第 6 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）
- 日程第 7 議案第46号 社会資本整備総合交付金事業平成24年度施工新田橋橋台（A2）工事請負変更契約について
- 日程第 8 議案第47号 社会資本整備総合交付金事業平成24年度施工新白河駅西口駅前広場改修工事請負変更契約について
- 日程第 9 議案第48号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区がけ地法面復旧工事請負契約について
- 日程第10 議案第49号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）勝負沢地区グラウンドアンカー工事請負契約について
- 日程第11 議案第50号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区地盤改良工事請負契約について
- 日程第12 議案第51号 復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）甲子ガーデン1地区地盤改良工事請負契約について

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
福祉課長	中山隆男君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開会と開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回西郷村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

西郷村行政機構図をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、総務課長及び各担当課長が出席をしております。

次に、4月1日付の人事異動に伴う職員紹介の申し出がありましたので、これを許します。総務課長。

（総務課長、職員紹介）

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に2番真船正晃君、3番南館かつえ君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第42号～議案第51号）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3、議案第42号より日程第12、議案第51号までの議案10件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成25年第1回西郷村議会臨時会の開催に当たり提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案をいたしますのは、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて」ほか、専決処分の議案が3件、工事請負変更契約の議案が2件、工事請負契約の議案が4件の計10議案であります。

まず、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて」であります。保険料収入の増額により、後期高齢者医療広域連合納付金について増額補正しなければな

りませんでした。議会を招集するいとまがなかったため専決処分をしたので、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて」であります。経営体育成交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業について、おのおの経費を補正しなければなりませんでしたが、議会を招集するいとまがなかったため専決処分をしたので、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第44号「専決処分の承認を求めることについて」であります。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、西郷村税条例の一部を改正しなければなりませんでしたが、議会を招集するいとまがなかったため専決処分をしたので、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第45号「専決処分の承認を求めることについて」であります。地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の世帯別平等割額の軽減措置について、西郷村国民健康保険税条例の一部を改正しなければなりませんでしたが、議会を招集するいとまがなかったため専決処分をしたので、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第46号「社会資本整備総合交付金事業平成24年度施工新田橋橋台(A2)工事請負変更契約について」及び議案第47号「社会資本整備総合交付金事業平成24年度施工新白河駅西口駅前広場改修工事請負変更契約について」であります。工事に係る内容変更に伴い金額に変更が生じたため、工事請負契約の一部変更について議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第48号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)東高山地区がけ地法面復旧工事請負契約について」、議案第49号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)勝負沢地区グラウンドアンカー工事請負契約について」、議案第50号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)東高山地区地盤改良工事請負契約について」、議案第51号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)甲子ガーデン1地区地盤改良工事請負契約について」であります。平成25年4月9日指名競争入札に付した当該工事請負契約の締結につき、議会の議決を求めようとするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提出議案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第42号に対する細部説明を求めます。福祉課長。
(福祉課長、議案書により細部説明)

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第43号に対する細部説明を求めます。企画財政課長。

(企画財政課長、議案書により細部説明)

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第44号に対する細部説明を求めます。税務課長。
(税務課長、議案書により細部説明)

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第45号に対する細部説明を求めます。福祉課長。
(福祉課長、議案書により細部説明)

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第46号から議案第51号に対する細部説明を求め
ます。建設課長。

(建設課長、議案書により細部説明)

○議長（鈴木宏始君） 以上で細部説明が終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

(午前10時48分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前10時49分)

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時10分まで休憩いたします。

(午前10時49分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前11時10分)

◎議案第42号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 日程第3、議案第42号に対する質疑を許します。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 質疑をいたします。

ということは、これは4件とも専決が出されておるわけでございますが、この専決
について、ちょっと疑義を生じたものでございますから、質疑をいたします。

ということは、この専決処分は、議会を開くいとまがないということは、これは地
方自治法の179条が示しておることでございますので、これは、専決ということは
一般的には適切ではないんです、実際のところ、はっきり言って。だが、やむを得な
い事情がある場合においては差し支えないという、これは法律の解説でございますが、
そうなっているんですよ。それだから、ここでもって、やむを得ない事情を専決の中
でもって明確にしておかないと、村長には議会の招集権というものが与えられており
ますから、条項の中ではそういうふうになっているわけでございますので、やむを得
ない事情というものを説明の中でもって明確にしておかないと、執行部は議会を軽視
したということになるんですから、ここを明確にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 16番室井議員の質疑にお答えします。

今、地方自治法の趣旨についてお挙げになりまして、そのとおりであります。

理由は何かということになりますと、時間のいとまがないということになります。

通常、会計年度4月から3月までになって、年度、4月1日開始になりますので、3月議会終了後の期間につきましては、いろいろ地方税法の改正とか多々出てきます。もちろん3月の定例議会以降の変更等についてもあるわけでありまして、それは3月31日までという限定された期間になりますので、通常は、3月の議会終了後につきましては、こういった事態が生じること、まます。そうしますと、それ以外のことにしましては、やはり災害とか今回の震災等に対するものについての専決も随分いっぱいこれまでありましたが、やっぱり緊急事態ということ、2つ原因が出てくると思います。

今回は、この3月定例議会の終了後から3月31日までの間に起こったことということになりますので、これが時間的期間ということになってくるわけでありまして。いずれも時間的いとまがないということになりますので、これは自治法上の定めだというふうにご理解いただきたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま村長の説明の中で、村長は3月議会から3月いっぱいまでに処理しなくてはならない問題だということ、これはいとまがないという理由には当てはまらないんですよ。例えば、3日前に事件が発生したとしたならば、昨日という日にちが1日あるわけですから、急施を要する場合には、いつでも村長は議会を招集できるんですよ。それをやらないということは、かなりのいとまがないということがそこに付き添わなくちゃならないんですよ。

ですから、一つの理由を言えば、本日事件が発生して、本日処理しなくてはならないというのは、これ、いとまがないということになるわけなんです。ただ、そのところを明確に説明しておかないと、執行部の議会軽視というものがそこに発生するもんでありますから、そのところの説明を欲しいと言っているんですよ。ここで一言並べてもらえれば、これは審議の過程をめぐってはわかります、その気持ちは全部。だが、後になって記録を見たときには、このいとまがないということは何を意味しているんだということが問題になって出てきますから、ここを明確にさせていただきたいということを行っているんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 時間的いとまがないということの中身ということになります、やっぱり変更した事由の時期あるいはその事務手続等があつて、当然、これは議会との関係があります。招集のことですね。そういったことの日程上のことがやっぱり一番のネックになります。3月31日までに決める、そして4月1日から動くということになりますので、この間が非常に錯綜してくるということになるわけでありまして。今回、それに該当したということでありまして、ご理解いただきたいと思ひます。

（不規則発言あり）いろいろ勘案して、そういうことになったわけでありまして。（不

規則発言あり)

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 16 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前 11 時 18 分）

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 室井議員のご質疑にお答えいたします。

議案第 4 2 号、議案第 4 3 号の専決処分についてでございますが、議案第 4 2 号につきましては、税の徴収率等で裏負担の部分の計算をしております、その計算につきまして、3 月末ということで時間的余裕がなかったものでございます。第 4 3 号につきましては、アベノミクスということで、中身につきまして内容が確定したのが議会以後ということで、今回、時間的余裕がなかったということで専決処分させていただきました。

議案第 4 4 号と第 4 5 号につきましては、3 月 30 日に法律のほうが施行になってございますので、それで施行が 4 月 1 日ということで専決処分を行いましたので、よろしくお願い申し上げます。

（「了解」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

12 番上田秀人君。

○12 番（上田秀人君） 12 番。議案第 4 2 号について質疑をしたいと思います。

専決の理由としましては、保険料収入の増額によりということで専決をしたということで理解をするわけですけれども、いわゆる 585 万 9,000 円増額になったんですけれども、この金額というのは、都合よく保険料収入というのは上がってくるものなんですか。まず、そこを伺いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） 12 番上田議員のご質疑にお答えいたします。

議案第 4 2 号（専決第 2 号）「平成 24 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算」の歳入歳出の増額ですが、後期高齢者医療の保険料につきましては、年金から直接差し引く特別徴収と、個人の、税務課からの納付書発行に伴って各金融機関等で納付する普通徴収がございます。

特別徴収につきましては、年金からの天引きですので大体の納付率とかは推計できるんですが、今回の補正の 585 万 9,000 円につきましては、普通徴収分の現年度分と滞納繰越分ということで、年度末にかけて収入があったということで、その分を広域連合への支払いというふうな形にするために、専決処分ですべてを編成したものでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。ただいまの課長の説明を聞いていますと、現年度分としまして、まず、普通徴収の現年度分として462万7,000円収入があったと。滞納分として123万2,000円が収入としてあったというふうに理解をしてよろしいんですか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

保険料につきましては、出納閉鎖が5月いっぱいですので、それまでを含めた見込みということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 1回目の説明と今の説明を聞いてみると、収入があったと最初は言われていましたけれども、2回目は見込みということだったので、そのように理解をします。

ということは、見込みがあったということは、滞納繰越分に関して123万2,000円、これは前の年から滞納して繰り越してきている分なんですけれども、これに関して徴収する方法、何か有効な手段というのは見つかったんですか。これが確実に5月末の出納閉鎖までに収入として上がってくるという見込みで計算されているんでしょうけれども、何か有効な手段というのはお考えになられたんですか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

収納関係につきましては、税務課の収納のほうでお願いしているんですが、4人の特別徴収班ですか、あと広域連合でも、そういう滞納者につきましては短期証を発行しまして、あとそういう納付の督促をしまして、徴収に向けて寄与したというふうなことでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。最後にしたいと思います。

いわゆる滞納繰越分に関しては、いわゆる有効な手段が十分には見つかっていないということを理解します。その中で現行法でやっていくということで、5月末までには何とかしようということの見込みでやっているんだなというふうに理解します。

ただ、その背景に、これだけの滞納金額が出るということは、今の後期高齢者医療制度というものがどういうものなのかというのが出てきているのかなと思います。恐らくこれ以上話をしますと質疑から外れてしまいますので、今後、改めてこの問題については取り上げをしたいと思いますので、ここで終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

◎議案第43号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第4、議案第43号に対する質疑を許します。

15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 議案第43号について質疑をいたします。

ページ数が19ページですか、今回、その中の地域の元気臨時交付金、地域経済活性化雇用創出臨時交付金が5,720万円あったものが、今回4,460万円減額されまして、合計1,260万円になってしまったと。今回こういった4,460万円が減額されております。今、企画財政課長からお話をちょっとお伺いしたいんですが、聞き取りにくい部分もあるのと、中身についてちょっとまだ説明が足りないという部分もあったもんですから、ちょっとお聞きしたいと思います。

まず、最初にお聞きいたしますが、今回、この地域元気臨時交付金の事業について、村は、いつの時期に、どのような事業、また予算をもくろんで、この交付金申請をされたのかについてお伺いしたいと思います。

今回減額されたのは、ハード事業ではなくて、いわゆる設計のみの交付金になってしまったというようなお話、私聞いたんですが、当初はどのような交付内容であったのかお伺いしたいと思います。

○議長(鈴木宏始君) 企画財政課長。

○企画財政課長(須藤清一君) 佐藤議員の質疑にお答えします。

いつの時期について申請したかという質疑でございますが、この地域元気交付金でございますが、緊急経済対策において、総務省から各市町村への事務連絡は、閣議決定されるということで今年の1月15日にございまして、その後、国会で2月26日に参議院で平成24年度補正予算が成立したかと思っております。

それで、申請については、国への申請は今後ということでございますが、既に建設省から、県から市町村に維持補修についての打診がございまして、3月議会で村の平成24年度の補正予算にしたという経過でございます。(不規則発言あり)事業名は、建設課で事業執行している社会資本整備総合交付金事業の中の活力創出基盤整備ということで、事業申請する予定になっております。

それで、先ほど減額になったという内訳でございますが、今回の緊急経済対策で申請した部分については、まず1番目に、除雪ドーザーの購入、これが1,200万円、

それから舗装修繕事業、これが1億2,500万円、それから舗装修繕測量設計、これが2,500万円で、最後に、道路ストック総点検ということで1,000万円、合計で1億7,200万円を3月の議会で補正予算したところでございます。

そのうち、各項目によって補助金が違いますけれども、国の補助金としては55%で、その残り45%が村負担となるわけなんです、村負担の合計7,600万円のうちの80%を地域の元気交付金ということで3月に計上していたところでございます。

その後、国の建設省のほうの補助金の元気が出る交付金の各項目の配分が決定しまして、その中で舗装修繕の測量設計と道路ストックの総点検、この2項目が地域の元気交付金で対応しますよということでございますので、この部分についての村負担の80%ですね、900万円と360万円、合計1,260万円が地域の元気交付金で対応ということで、5,720万円を見込んでいた交付金から、この1,260万円を差し引いて、4,460万円が減額になったと。その分、項目の中の修繕費用の部分の5,620万円ですか、これを補正予算債のほうに振り分けたということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今ちょっとお話お聞きしたんですが、そもそも地域の元気臨時交付金というのは、「アベノミクス」とかっていう言葉が今はやっていて、総務課長も言われたみたいですけども、それに該当しているのかどうかわかりませんが、今回限りのいわゆる特別措置の交付金だというふうに理解をされていて、その単独事業についての負担金の8割を交付として渡しますよということなんですね。これが1月15日に申請して、3月議会で補正をしたと、そして3月で補正したけれども、これが今度建設省のほうで該当したのは、いわゆる測量と道路ストックの合計3,500万円についての中のものだけですよということみたいですね。それで間違いはないですか。（不規則発言あり）これから申請するんですか。（不規則発言あり）そうすると、測量と道路ストックということだけが該当するということなんですね。（不規則発言あり）そうですか。

それで、これの80%というと、これだけでもですよ、値は3,500万円になるんで、これの8割を今回のいわゆる国負担、交付金ですよ。そうすると、これ金額が8割というと幾らになりますか。3,500万円の8割というと。全然今言った1,260万円とはかけ離れていますよね、金額が。そうすると、これは45%になっているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 申請の4項目のうち、舗装修繕、測量設計、これが事業費で2,500万円、その55%、1,375万円が通常社会資本整備総合交付金事業の補助金で、残り45%のうち80%、これが900万円となります。

あと、道路ストック総点検の1,000万円のうち補助金が550万円、55%なんで、その残り45%のうち80%が360万円となりまして、この2つが地域の

元気交付金として1,260万円は交付されるということで、この分の差し引き、4,460万円が減額になったという内訳でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうしますと、今回、国のほうで財源の措置された金額というのは、総額で幾らになっていきますか、予算通った国の予算というのは。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） この今回の緊急対策事業分としては、国の補助金、同じ交付金なのですが、交付金として9,600万円ですか、それにこの1,260万円がプラスになるかと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうではなくて、いわゆる元気臨時交付金、これが国のほうで予算措置した、全国ですよ、対象は。それ全体として、国は幾らの予算を国会で計上されたんですかということです。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 1月15日の市町村への通知によりますと、緊急経済対策の全体の予算が10兆2,027億円でございまして、そのうちの地域の元気臨時交付金としては、1兆3,980億円がこの元気交付金として交付されるということで通知されております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 平成24年度補正予算計上額として1兆3,980億円、建設公債対象経費ということで、例えば国会のほうを通ったということですね。そうすると、村としては、この中でたった1,260万円だけなんですよね、今回交付されるのはですね。

そうすると、ほかの市町村では、これ、どうなっていますか。もっとやっぱりこの元気交付金をもっともっと運用して、うまく使って、今まで村ができなかった単独事業について、やっぱりもっともっと吟味する必要があったんじゃないですか。

今、私もお聞きして、はじめて除雪費とか舗装費、測量、道路ストックとかと聞いていますけれども、こういったものだけで果たして本当によかったのかどうかです。もっと別なものが、やっぱり該当するものを、今このチャンスにやっぱり1億円でも2億円でも持ってくると、もらうんだというくらいの意気込みで、これ、やるべきじゃなかったんですかね。

結果として、1,260万円だけになってしまって、今度、そのストック分を補うのに村債を起こしたのがこれですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 10兆円の補正の中身を見ますと、防災とか減災とかいろいろ関連事業、それから暮らしの安全地域活性化関連経費とかいろいろ出ておりますけれども、今回、建設課の維持補修関連、その辺を検討した中で、県からの指導もありまして、このような事業があるということで、今回は建設課の道路の維持修繕

を入れたところでございますので、中身について、なかなか細かくは示されておりませんので、今回はこのような対応をとったということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 20ページの土木債の中で、道路橋梁費で公共事業等債で5,620万円、今回いわゆる専決処分でこれ取りましたけれども、この使い道については、これどういう使い道なんでしょうか。今回の元氣臨時交付金とは関係ないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 10兆円の事業の中では、全体を取り組んでおりますけれども、元氣臨時交付金ですか、これについては、交付金の中では起債のほうなんで、補正予算債ということで、どちらかで対応ということを最初示されたもんですから、臨時緊急経済対策の村負担については補正予算債というような対応をとらせていただきました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 当初、除雪機械かな、それが1,200万円、それから舗装改良工事ですか、これ1億2,500万円、測量2,500万円、そして道路ストック1,000万円、合計で1億7,200万円の予算を3月定例議会で組んだということですね。これを今度、この1億7,200万円のうち、補助金が55%来るんだよということを見込んで、そしてまた残りの45%の80%については元氣臨時交付金を使うんだということできた。しかしながら、今回、元氣臨時交付金が該当するのが測量と道路ストック分だと。

じゃ、除雪関係のものと舗装の問題の計画については断念するのか、やるのか、その資金どうするのかということですね。それについて、ちょっと詳しく説明していただきたい。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 4項目のうち除雪ドーザーについては、1,200万円のうちの交付金が800万円ですね。残りについては村の単独費として400万円、（不規則発言あり）「元氣」じゃなくて、普通の補助金で800万円。それで、残りの400万円については単独で組んでおります、単費。

次に、舗装修繕事業1億2,500万円のうち、補助金として6,875万円、55%、残りの5,625万円のうち、補正予算債のほうに5,620万円、これ10万円単位なもんですから、5,620万円を補正予算債のほうで対応、残りの5万円を単独費としております。

それから、舗装修繕の測量設計については、2,500万円のうち1,375万円が補助金、それから、先ほど申しましたけれども、地域の元氣臨時交付金で900万円、残りの225万円は単独費。

それから、最後の道路ストックの総点検、これ1,000万円は、550万円の補

助金とあと「元気」の分として360万円、残り村費が90万円ですか。

合計で、村単独費としては720万円ほどになります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 一番私問題だと思ったのは、こういったいわゆる地域元気臨時交付金という制度が、今回アベノミクスと言われることなのかどうかわかりませんが、そういった地域の活性化のためにそういうお金を使ってくださいということで、8割補助しますよということで話があったと。そういうものについて、もう少しやはり村がこの事業について、もっともっといろいろな事業がこれに該当するかどうか検討して、それで該当させながら、もっともっとやっぱり活性化のための事業をやるべきだったんじゃないのかなというふうなのが1つ。

あと、もう一つは、今言われましたけれども、除雪機については1,200万円のうちの800万円が補助金だから、400万円だけの村の単独金でやりますよと。舗装工事については、1億2,500万円のうち6,875万円がいわゆる国の補助金が来ると。しかし、これが足りない分の5,625万円について、これを今回起債を起したということだと思います。

そうすると、本来であればですよ、1億7,200万円のうちの本当に村が今回の元気臨時交付金として認められたとすると、村の単純な負担分というのは、じゃ一体幾らだったんですかと、当初見込みですね、それを一つ聞きたいのと、それから、5,620万円の公共事業債について、これが地方交付税という形の中でまた村のほうに還元されてきて、これが一時的な負担なのかどうかちょっとわからないので、それについても教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 当初の3月補正の段階では、村費としては1億7,200万円のうち1,880万円を見込んでおりました。それが今回の組み替えで、村費が720万円、それから起債が5,620万円となっております。

ただ、この5,620万円の起債ですが、補正予算債ということで、国のほうも、この補正予算債については、国の事業を進めるということから、充当率としては100%充当というようなことをございます。ただ、市町村の財政状況によって配分率が変わってくると思いますけれども、それは年度によって若干の変動がありますので、ただ充当率は100%ということで示されておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私、ちょっと頭悪いせいか、わからないんですよね。今の課長のお話を聞くと、例えばですよ、舗装の1億2,500万円のうち6,875万円は補助金が来ますよということですね。残りの5,625万円は、今回補正予算を組んで、公共事業債として5,620万円を村債として起債を計上、終わったと、やりましたということですね。

今お話を聞くと、この5,620万円が100%国から来るとなると、5,620万

円と6,875円を足した1億2,500万円が全額国から来るんですね。そうすると、元気臨時交付金なんか要らないんですよ、これね。元気臨時交付金よりはいいんじゃないですか。これは逆に言えば80%、財政基盤が弱いところは90%まで見るということになっているらしいですけども、そうすると、これ話のつじつまが合わないと思うんですけども、その辺どうなっているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） この起債については、（不規則発言あり）5,620万円については、要するに起債なんで、借り入れして、毎年、後年度で返す……（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 起債を起こして、いろいろ当初から起債を臨時交付金でやっておいて、とりあえず予算の措置して、国が後で返しますよというものもあるだろうし、また物によってはいわゆる基準財政需要額の中に該当してくると、だから、それについては交付税で渡しますよというものもあると思うんですよ。

今回の場合の1億2,500万円というのは、どういう工事なのか、舗装工事を含めですね、そういうのがちょっとわからないことが1つ。

それとまた、起債を起こした5,620万円、いわゆる元気臨時交付金が該当すれば8割の負担をもらえたものが、今回ならなくて補助金だけになってしまったと。残りの55%についての起債だと思うんですが、これについて、どのような形で村のほうに国から還元されてくるのかということについて、ちょっとわかりやすく説明してもらえれば助かりますね。

○議長（鈴木宏始君） じゃ、あれですか、休議にしますか。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩します。

（午前11時56分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 3番南館かつえ君が所用のため退席いたしました。

休憩中に資料を配付いたしましたので、ご了解ください。

休憩前に引き続き、議案第43号に対する質疑を続行いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） ただいまお配りしました資料をもとに説明させていただきます。

まず、3月補正時点で、この中の舗装補修事業を例にとりますと、補助額は、交付金プラス元気交付金という2つの交付金事業を足しますと1億1,375万円ということで、全体的には91%の補助金でございます。

今回、この舗装補修事業、交付金が国の補助なんですけど、6,875万円、これは

変わりございません。元金交付金の分がここの部分で補正予算債のほうに組み替えしますと、充当率100%ということで、補助残が100%借りられるということでございます。

それで算入率でございますが、100%借りられる、今回は5万円を引いた、10万円単位で5,620万円になっておりますけれども、この2分の1が基準財政需要額の算入率として2,810万円、これを加えますと9,685万9,000円、単純に、後年度負担になるものですから、今回全体の金額で算定しますと、約77%の国からの交付金というか補助金になるわけです。プラス、単年度費用になる措置、これは市町村の財政力等でかさ上げ部分がございますして、約80%ぐらいにはなるのかなと考えております。

それから、先ほど申請と決定についてまだと言っていましたけれども、ご訂正いただきたいと思っております。3月21日に申請しまして、3月25日に決定が来ているということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 佐藤議員のご質疑にお答えします。

この事業につきましては、「防災安全交付金」というふうな名称の事業でございます。内容的には、先ほど企画財政課長のほうからもご説明があったように、除雪機の購入と道路関係の修繕の事業でございます。

場所でございますが、村道5124号線、これは4号線からジャスコの裏を通りまして、三菱製紙のほうに向かしまして、向原線、そちらのほうの部分でございます。村道5124号線、村道5178号線、村道5198号線の3路線で向原線までの路線でございます。

それと村道4105線、これは大清水1号線でございます。国道4号線から大清水の真船善一郎さんの前を通って、村道6号線に出るような道路でございます。

それと村道27号線、こちらは大清水伯母沢線の台上の太い道路の部分でございます。

それと村道2号線、米高助線、これは役場から高助のほうに向かしまして、高助の部分の路面補修でございます。

それと村道5041号線、これは黒川那珂線で、4号線から黒川の部落のほうに入る道路の路線でございます。

以上、路線としまして、5路線で計画のほうを出しております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、質疑を続行したいと思います。

1億2,500万円の舗装工事について、これについては元金交付金が該当しないということで、一般的な交付金で、補助金のほかに賄われるということでございますけれども、今回、この5,620万円、これの半分は村単の、村の自己資金になっちゃいますね。それで、この半分の2,810万円について、これ起債を起こしたけれ

ども、これは何年の償還を見ておるのかですね、それについて、ちょっとまず、お伺いしたいと思います。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後1時08分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時14分）

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 起債の償還でございますが、5年据え置き30年というところで、地方公共団体金融機構から借り入れということになっております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうしますと、起債、村債の5年据え置き30年というのと、年度別に言うと、年間で幾らぐらい。平成25年ですか、今年、そうすると、平成30年から平成60年までにそれを償還するという事なんですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） この借り入れについては、この事業が平成24年の未発注繰り越しということで、まだ発注しておりませんので、完了後、借り入れ手続ということになりますので、まだ詳しい中身までは出しておりません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全然理解できないんですね。結局、起債についても、これ、本来であれば、議会の議決を経て、それで起債は認められるんですけども、これも専決しちゃったんでしょう、専決処分だから。（不規則発言あり）これは、じゃ専決じゃないんですか、この地方債の補正については。（不規則発言あり）いや、これ専決で決めたんでしょう、執行部では、違うんですか。専決でしょう、これ。当然、これ、補正予算組んで、これだけやっているわけだから、このようになりますという事を専決で決定した話でしょう。これ議会で議決、例えば否決しようとか何しようとか、これは通っちゃうでしょう、これ、正直言って。これ、もし議会で、じゃ、もし今日、この専決処分を否決したって効力あるんですか、否決になって。ないでしょう、課長、どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） そのとおりでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 正直言って、これは通常、先ほどの16番議員の話じゃないんですけども、やっぱり専決してやるものと、きちんと議会の議決を経てやるものというふうに分けてやらないと、この5,620万円のやっぱり地方債の補正、それからこの事業についても3月定例議会では、議決もらうときに、いわゆる元気交付金で、要するに80%の補助金以外、これいただきますので、本当に村の一般持ち出しがほ

とんどないですよという形で議決されたわけでしょう。

ところが、それが全くないどころか、例えば、これじゃないですか、5,600万円の8割、4,000万円ですか、これ、8割として。4,000万円。そうすると、これが今度、今回は1,800万円の、結局3月議会の議決された予算と今回専決されたのは違うんでしょう。これは完全にやっぱり議会の議決を経てやる仕事じゃないですかね。ただ、今さらこれを私、ここで、ああだこうだ言って否決するとかなんかついてしまったって始まらない仕事だから、これどうしようもないですけども、やっぱりおかしいですね。

それと、また、もう一つは、これ、執行部がおかしいのは、3月定例議会は3月の19日が最終日だったんですよね、たしか。そうしますと、議会が終わった3月21日に申請をして、25日に決定を見たという、議会に上程した段階で、当然これ国の担当のほうと県なりとも協議をして、きちんと裏づけをもって、そのような形の予算を組んだんじゃないですか、当初予算には。ただ、当初予算には全くその裏づけがないのに、執行部の独断でこの予算を計上したんですか。その辺、国のほうときちんと話し合いされて上程したのかどうかについて確認したいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 当初は元気交付金で措置するというので、中身の細かい事業項目についてまで決定していなかったものですから、当初は元気交付金で措置するというのでございましたので上げたんですが、その後、申請等も含めて協議した中で確認をとったところ、測量設計と総点検のみが元気交付金、残りについては補正予算債ということの措置ということになりましたので、このような対応をとらせていただいたわけなんですけど、確認は、もう既に3月の補正、終わってからということだったものですから、そのような形になりました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 正直言ってなってないですね、仕事の運び方が。やっぱり当初予算にまたは補正予算に組むときには、きちんと関係省庁なり担当事務官のほうに裏づけをとって、きちんとそういうことが決まってからやっぱり予算を上程するのが私は筋だと思うんです。それをやらないで、そして曖昧な中で議会の議決をもらって、そして曖昧な中で、今度こうなりましたと、そして、ましてや5,620万円という大金の村債を起す段階、そして1,000万円の持ち出しが2,800万円、3倍になるだけのものを、結果的には議会の議決をとらないで専決でやっちゃった、これは大変な問題なんですね、本来であれば。

それと、あと今言われたような起債の返済についても、ちょっと全く納得できないですね、5年据え置き、30年返済。これは、2,800万円を30年返済でやったら幾らになるんですか、村議会。こんなこと、我々30年も生きていませんけど、こんなこと現実の問題としてあり得ないと私は思うんですけども、ただ、これ以上私がここで課長に質疑すると、やっぱり何か課長をいじめているみたくなっちゃうんで、私、今回、課長も初めての所管なものですからこれで終わりますけれども、やっ

ぱりこういう議会の中に予算を上程する、説明する、起債のものを専決でやってしまうというようなことはなく、もう少し慎重に、議会の方々にやっぱり、議会の議決というものは重いわけですから、そういうものを感じながら、今後は予算の上程なり提案をしていただきたいと思います。

これ以上やるとまたいじめになっちゃいますので、とりあえずこれで、じゃ質疑は終わります。

課長、そういうことで、もう一回、最後にこういった起債の問題、30年と今聞きましたけれども、これについても、もう少しやっぱり本当にそういうことなのかどうか再質疑して、質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須藤清一君） 大変貴重な意見、ありがとうございました。

5年据え置き、30年償還ということで、起債の分も含めて、村全体の実質公債費比率のこともございますので、その辺も十分踏まえまして、起債も含めた予算、しっかり組んでいきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ここで、先ほど来からの質疑の中で、私が冒頭に申し上げました、専決ということは、もう既にこれ処分しちゃっているんですよ。その処分しちゃっていることを今ここでこのようなことになってしまったという、このギャップはどんな形で埋めるんですか、これは。これ、村長の考え方を一つただすものでございます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

ギャップはないと思っています。先ほどの専決のあり方、それから今の言われていること、そのとおりでと思います。要するに、予算とかはもくろみということでありまして。途中でいろいろ変更が出てきますので、それは慎重にやるということがあると思いますので、そういう考えでいきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

- 議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。
よって、議案第43号は原案のとおり承認されました。
◎議案第44号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第5、議案第44号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第44号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第44号は原案のとおり承認されました。
◎議案第45号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第6、議案第45号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第45号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第45号は原案のとおり承認されました。
◎議案第46号に対する質疑、討論、採決
- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第7、議案第46号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第46号「社会資本整備総合交付金事業平成24年度施工新田橋橋台（A2）工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第8、議案第47号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第47号「社会資本整備総合交付金事業平成24年度施工新白河駅西口駅前広場改修工事請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第9、議案第48号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第48号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度(繰越明許費)東高山地区がけ地法面復旧工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第10、議案第49号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第49号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）勝負沢地区グラウンドアンカー工事請負契約ついて」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第11、議案第50号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第50号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）東高山地区地盤改良工事請負契約ついて」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第12、議案第51号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号「復興交付金造成宅地滑動崩落緊急対策事業平成24年度（繰越明許費）甲子ガーデン1地区地盤改良工事請負契約ついて」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上をもちまして、平成25年第1回西郷村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時33分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年4月16日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 真 船 正 晃

署名議員 南 館 かつえ